

令和2年度 事業計画

社会福祉法人 天龍村社会福祉協議会

令和2年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献する。

<運営方針>

我が国の高齢者は年々増加の一途をたどり、2025年問題を目前にひかえ、急激に増加する要介護者に対するサービス提供の飽和状態が懸念されます。一方当村では、人口減少が進んでおり、将来人口統計によると、2025年には1022人以下、高齢化率も2020年をピークに減少していき、要介護者・要支援認定者数、独居高齢者や高齢者世帯が年々減少していくことが予想されます。今現在も、これらの影響からか経営数値に影を落とす要因が問題視されています。社協としては、村で立ち上げた「福祉施設計画策定委員会」において、社協を取り巻く諸問題について活発な意見交換を行うことで、村との連携をさらに強化し、ソフト、ハード面の問題を洗い出すなかで、今後の福祉事業の新たな体制の確立を目指します。また、高齢者等に対する生活面・福祉面におけるニーズを把握し、住み慣れた天龍村で最後まで人生を全うすることができるよう、地域の介護と医療の連携によって包括的な支援・サービスの提供体制の構築を目指し、地域から信頼され、地域福祉の核となる社協としての期待に応えられるよう取り組みます。

今般、介護人材の不足は一層深刻化の一途をたどっているなかで、当社協に於いてもより重大な問題となっています。昨今、ハローワークのみならず、人材紹介等の専門業者に頼らざるを得ない状況です。人材の確保を第一に考え、各方面への働きかけや積極的な募集活動を行ない、新規職員の雇用に繋げられるように努めたいと思います。

最後に、昨今の異常気象はとどまることなく、昨年度は長野県に於いても台風19号により、各地に甚大な被害がもたらされ、未だにその影響から脱却出来ていません。しかしながら、災害が身近に起きたことで、県内各地において

災害に対する教訓や防災意識が高まっています。万が一に備えて、災害ボランティア関係の勉強会や避難訓練等、防災対策の強化を図ります。また、村との連携を図り、要介護者の避難対策および避難時の施設利用等の検討に努め、有事の際の安心安全の確保を図りたいと思います。

＜令和2年度事業の重点項目＞

- 協働型地域づくり
地域のニーズ、声を反映した協働型地域づくり「日頃からお互いに見守り、助け合う」の実践を目指し地域福祉の推進及び拡大を図るよう努めます。
- 資格支援制度の活用
資格支援制度を活用し、介護支援専門員及び介護福祉士の資格取得を促進し、職員の資質向上を図るよう努めます。
- 介護人材確保の検討
社協主導のもと、行政と連携を図りながら、シングルペアレント受入事業の推進及び介護分野における外国人受入について検討をしていきます。
また、県の就業・創業移住支援事業にも参画し、主に首都圏からの人材確保に繋げていきたいと思います。
- 行政との連携
各福祉施設が老朽化による修繕等の課題を抱えるなか、天龍村福祉施設計画が2年目を迎え、効率的・効果的に将来福祉施設をどのようにしていくか、村と一緒に取り組みたいと思います。

各拠点の取り組み

<本部拠点>

法人運営

- ・理事会（年間3回から4回開催予定）
- ・評議員会（年間3回開催予定）
- ・拠点相互連携の強化（月1回連絡会議開催）
- ・職員一人ひとりの資質向上、育成（資格取得の推進及び各種研修会への参加）
- ・全職員が協力し合い、効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図る。
- ・**宣伝普及**
- ・社協だよりの発行（年2回 8月、1月）
各戸配布を実施。
- ・ホームページの有効活用
ホームページの内容改善を図り、社協の行事等を随時情報発信します。

地域支援サービス福祉活動推進事業

・**家族介護者交流事業**

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日ごろの慰労と、介護者相互の交流を深める目的で、介護者の集い交流会を開催し、介護者のリフレッシュを図ります。

・**ボランティア育成事業**

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加推進
村内ボランティアの募集、ボランティア親睦会の開催

・**福祉相談事業**

県の生活福祉資金貸付事業、まいさぼ及び日常生活自立支援事業の相談、受付の窓口として対応

在宅福祉サービス事業

・**外出支援事業**

公共交通機関を利用することが困難な地域の高齢者や障害者に自宅から診療所までの福祉バスを運行し、外出の利便を図る運送手段として、村からの委託により事業を実施します。

（水）神原地区 （木）原地区・上平地区 利用代金 往復200円
介助員が必要な場合は、その都度対応

・地域協働型サロンの構築

＜自らが自然な形で介護予防が出来るような参加型地域フリーサロン＞

高齢になると、誰しも自らが身体を動かすことが少なくなり、転倒のリスクが増えます。何歳になっても笑顔で前向きに生きていただくためにも、楽しみながら身体機能維持向上や脳の活性化が期待できる企画が必要とされます。他者との交流、コミュニケーションを図ることで老人性鬱や落ち込みからくる認知症の予防対策にも有効となるよう、それぞれの地域の希望を反映した無理のない集いを開催します。また独居の高齢者同士を繋ぎ、地域全体を明るく元気にする事を目標に、一人ひとりが笑顔で、心身のリフレッシュをしていただけるよう、神原地区の4か所で開催します。

- ア. 向方地区「老人憩いの家、」 “向方ふれあい会” 第4回
- イ. 大河内地区「大河内多目的集会施設」 “大河内ふれあい会” 第5回
- ウ. 梨畑地区「梨畑集会所」 “梨畑ふれあい会” 第3回
- エ. 大久那地区「大久那集会所」 “大久那ふれあい会” 第2回

・配食サービス事業

＜宅配弁当＞ (週2回 火・木) 1食 540円

宅配弁当をお配りし、一人暮らしの高齢者の食の確保と安否確認を兼ね実施します。お弁当を渡しながらその方の状態を把握して、必要に応じて村の福祉担当へ繋げていくようにします。さりげなく見守り、いつまでもその人らしく自分の家で暮らしていくことの保持ができるようにサポートします。

＜お達者総菜＞ (月2回 第2・第4 金曜日) 1パック 200円

味の開発研究会へ調理を委託し、季節の野菜を取り入れたおかず(揚げ物・煮物・酢の物・漬物など)を配達ボランティアが家庭へお配りし、高齢者とコミュニケーションを図ることで、孤立防止や自立継続の支援を図ります。また、年末にはケーキなどを添え、喜ばれる工夫を取り入れ実施します。

・買物弱者対策事業

今年度村から受託する新規事業です。孤立集落に住み自動車等の移動手段を持たない世帯を中心に訪問し、安否確認や見守りも兼ね、予め訪問や電話で依頼のあった物品の配達を行う計画です。村当局と連携を図る中でニーズの把握に努め、事業の推進を図ります。

共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの管理運営業務を、村から委託され行ないます。現在、9部屋9名の方が入居されております。長年住み慣れた住まいを離れ、施設とは異なる自由な個々の暮らしを安心して継続するために入居され、ほぼ我が家に近い状態を保たれた生活をされております。自立にて入浴等されている方もありますが、足腰のままならない方は昼間デイサービスの利用をしたり、訪問ヘルパーを利用したり、食事や身の回りの支援サービスを受ける方もいます。日々入居者の現状把握に努め、村住民課と連絡を密に取り合い、気軽に相談できるように心掛け、安心と安全の確保に努めます。7月～8月は熱中症予防対策のお茶飲み会の開催、季節の手作り弁当、9月・3月に年2回の避難訓練を実施し、災害時に備えるとともに、家でも行っていた楽しみの野菜作りへのサポートを行うなど、健康的で明るく楽しみのある、居心地の良い生活が続けられるよう心がけ、必要に応じた優しい支援を行います。

共同募金配分事業

人口減少に伴い、募金及び配分金が年々減少する中で、有効性・福祉要素の高い分野への配分を視野に行い、地域に喜ばれる事業への支援を行います。

その他の団体事務局

遺族会・老人クラブ連合会・身体障がい者福祉協会・婦人会
各種団体の事務局を担当し、団体の活動を側面から支援します。

訪問介護事業

利用者及び家族の希望を反映した介護サービス計画に基づき、できる限り最後まで住み慣れた自宅で有意義に暮らせるように、各事業所・担当ケアマネージャーと連絡を密にして、日々の生活のサポートをします。遠方に暮らす家族に代わり、話し相手や相談相手となり、必要とされる身の回りの世話を行うなど、親しみやすい存在となり、利用者に寄り添ったサービスを提供します。

訪問生活支援事業

介護保険制度に当てはまらない高齢者の買物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行ないます。一人暮らしの高齢者の良き理解者となり、ゆるやかな繋がりを築きながら、地元の信頼される身近な存在として必要な支援を行い、孤立防止を図ります。

通所介護事業

通所を利用していただき、他の利用者との交流を図ることにより、在宅の高齢者の生活にメリハリを持っていただくとともに、能力に応じた個々の生活を保持できるよう身体機能低下防止に努めます。当デイサービス事業の運営方針である「親切に・丁寧に・誠実に・安全に」を遵守し、介護の実践に心がけ、変わらぬ良質なサービスを提供します。リフト浴を活用した特浴のサービス、定期的な専門家による運動教室の開催に合わせ、理学療法士による機能訓練指導、春のいちご狩りや秋のブドウ狩りなどの日帰り外出会、室内運動会などの季節に則したレクリエーションを取り入れます。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう関係各機関と連携し、在宅高齢者とその家族を支え、利用者に喜ばれる支援が出来るよう運営をします。

また、今年度は設備の設置期限を迎える地下油槽を廃し、頂上油槽方式に改修する工事を村単事業にて計画されています。

生きがい活動通所介護支援受託事業

介護保険の対象とならない方も通所介護サービスを受けられるよう、村の地域包括支援センターと連携を図り、在宅で生き生きとした生活が続けられるように、健康体操やレクリエーション等、楽しみながら出来る健康維持に有効なサービスを行います。通所を通じて介護生活にならずに、いつまでも元気に自宅で暮らせることを目標に支援します。

介護支援事業

住み慣れた地域で、その人らしく最後まで安心して暮らすことができるよう、変化する身体や生活状況に応じ、その都度、利用者とその家族の意向をお聞きしながら、医療や関係機関、各種団体、ボランティア、住民の方々との連携を更に密にし、わかりやすいサービス内容、ケアプランを提供し、支援を行います。

＜特養拠点＞

特養の建設から今年度で35年目を迎え、建物設備機器等の老朽化が各所に現れていますが、不具合の有る箇所については村へ改善要望をすると共に設備機器等の定期点検に基づき早期に対策をする事により、修繕費が増大する前に修理等対応し、利用者の安心安全を図ります。

今年度大きな改修としましては昨年度に引き続き村単事業にてエアコンの更新を予定しています。全居室14室中、昨年度までに交換・改修済の8室を除き、今年度は、残りの6室の改修を予定しています。

指定介護老人福祉施設事業

今現在、南信州広域連合では、施設入所の申請方法について、新たな方法で検討が進められています。入所待機者が300名余の飯田市周辺の施設に対し、南部地区はこの3分の1から3分の2の現状です。申請方法の改定により待機者が大幅に減らないよう注意深く見守っていきたいと思います。

現在新型コロナウイルス問題が顕在化する中、入所者の処遇については、施設への侵入を防ぐことを第一に考え、あらゆる対策を施したいと思います。

このような状況下ではありますが、介護支援専門員の適切なケアプランに従い、明るく、楽しく、安らぎのある介護サービスを提供し、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者それぞれの「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努めます。

今後も介護事故の発生防止に努めるとともに、介護技術等の研修により職員の資質向上を図り、介護福祉士等の資格取得を積極的に推進します。

短期入所生活介護事業

年々村内のサービス利用者が減少し、現在その多くを村外利用者に求めざるを得ない現状から、安定した利用者確保が大変難しい状況になっています。村地域包括支援センター、村内外の在宅福祉のケアマネとの連絡を一層密にし、利用者の確保に努めたいと考えます。また、最近の傾向として、認知症の進行による介護認定の結果から当サービスを利用する高齢者も増加しつつあります。利用者の方が施設内での転倒等による怪我を未然に防ぐためにも、介護員による見守りの強化が大きな課題となっています。利用者の身心の健康状態の回復や家族の介護疲れなどの様々な負担の軽減を図ることが、短期入所の目的でもあります。利用者及び利用者家族の安心と癒しの期間となるよう親しみ深く接し、親切で丁寧な対応により、利用者の身体機能低下防止や感染症の予防に努め、少しでも充実した日々が過ごせる

ようなサービスの提供をしたいと考えます。

＜養護拠点＞

令和2年度においても、措置事業に加え介護保険事業を併用し、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めていきます。平成27年度頃より入所定員を下回る状況が続き、それにより安定した収入の確保が難しい現状に直面しています。対策を検討しましたが、一様に収支状況を好転させるには至らない制度上の問題もあるため、非常に厳しい状況が続いております。それに加え、職員不足も深刻な問題になっており、令和3年度には入所者の定員の見直しをするよう、天龍村福祉施設計画策定委員会で話し合いがなされ、50名から40名へと変更するように進めています。

以上の状況の中でも、利用者へのサービスについては低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる施設となるよう努めます。

措置事業

措置事業では、おおむね65歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を適用し、日常生活が送れるよう支援します。

短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤立感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。